

福島の 頼れるお医者さん

ひろさか内科クリニック
看護師長 石森美智恵さん



介護保険分野兼務、福島県糖尿病療養指導士

☎024-962-0230

(受付順番専用電話☎024-983-0510)

〒郡山市富田町字中ノ目41

☎23台 <http://hirosakacmc.com/>

■診療時間/9:00~12:30、14:30~18:30

※各30分前に受付終了

■休診日/日曜祝日、毎週水・土曜日の午後

■診療科目/内科、循環器科、消化器科



テーマ

介護保険について

『医療保険制度』と『介護保険制度』の違い

『医療保険制度』とは、本人が病気やケガをした時、その診断・治療にかかる医療費の7割から9割を負担してくれる制度です。その資格確認のための健康保険被保険者証(いわゆる保険証)は、馴染みがあると思います。必要な時に受診できるように携帯してください。

『介護保険制度』とは、老老介護・介護者不在など、医療保険だけではカバーできない介護の問題を、社会全体で支える仕組みです。高齢者の自立支援を目的として平成12年から始まり、社会情勢に応じて改正されてきています。

介護保険は、40歳以上の方が対象です。年齢に応じて、加入保険組合か市町村から保険料が徴収されます。医療保険制度と

在宅介護サービス

通所型介護サービス

- ・デイサービス
- ・通所リハビリテーション等



介護度によって利用サービスが異なりますので、ケアマネージャーと相談してください。

訪問型介護サービス

- ・ホームヘルプサービス
- ・訪問看護
- ・訪問入浴
- ・訪問リハビリテーション等



は異なり、利用には申請が必要です。65歳以上の方は要支援・要介護状態になった場合に、40歳から64歳の方は、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(特定疾病)で介護が必要となった場合に申請できます。

申請の仕方

65歳に達すると、市町村から『介護保険被保険者証』が届き

ますが、実際に介護サービスを利用するには介護が必要になった本人や家族が、介護保険課や各地区行政センター(高齢者安心センター)に申請し、介護認定を受ける必要があります。

申請後、かかりつけ医が作成する主治医意見書と、市町村による認定調査結果を介護認定審査会が審査し、要支援(1・2)か要介護(1~5)状態と認定します。その結果を踏まえ、担当のケアマネージャーが本人や家族の意向を汲み、介護度に応じたサービス計画を作成します。これでやっと支援給付・介護給付が受けられるようになります。
自立した生活がしづらくなると感じたら、申請を検討しましょう。役所が対応してくれます。まずはかかりつけ医、または地域包括支援センター等に相談してみてください。